

## 集落活性化支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三面地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が、三面地域内の集落、複数の集落の連合体及び集落内で活動する団体（以下「団体」という。）が行う市民協働のまちづくりを推進する事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

### (助成金の対象となる事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 芸術・文化・スポーツ事業
- (2) 防犯・防災対策事業
- (3) 景観・環境保全事業
- (4) 健康づくり事業
- (5) 高齢者福祉事業
- (6) 青少年健全育成事業
- (7) 子育て支援事業
- (8) 産業・観光振興事業
- (9) 文化伝承・後継者育成事業
- (10) 定住・地域間交流事業
- (11) その他特に協議会が認める事業

2 助成金の交付を受けることができる事業は、一団体あたり2事業を上限とする。ただし、事業の内容等により審査で認められた場合は、予算の範囲内で2事業を越えて交付を受けることができる。

### (助成金の額及び助成対象経費)

第3条 集落等へ交付する助成金の額は、1事業あたり事業費の2分の1以内の額（千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。）とし、5万円を上限とする。ただし、審査で認められた場合は、予算の範囲内で上限を越えて交付することができる。

2 助成事業に対し、補助金、参加料等、他の収入がある場合は、事業費から他の収入を控除した額の範囲内で助成金を交付する。

3 次の各号に掲げる経費は助成の対象外とする。

- (1) 事業関係者への報酬・手当等
- (2) 食糧費（ただし弁当、お茶代、懇親会等の参加費の一部補助を除く）
- (3) 領収書等により確認することができない経費
- (4) その他、助成の対象として適切でないと認められる経費

### (助成金の交付申請)

第4条 助成を希望する集落等は、助成金交付申請書（様式第1号）を協議会に提出する

ものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 協議会は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査した上で助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請のあった集落等に対し通知するものとする。

(事業報告)

第6条 交付の決定を受けた集落等は、事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実施報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 既に交付を受けた助成金の額に不要額が生じたときは、速やかに当該不要額を協議会に返還するものとする。

(交付回数の制限)

第7条 集落等は、この要綱により過去に助成金の交付を受けた事業であっても、当該事業に対する助成金の交付を申請できるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行の日から3箇年を経過した後、助成金額等の見直しを行うものとする

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

助成金交付申請書

令和 年 月 日

三面地域まちづくり協議会  
会長 佐藤 寿一 様

申請者 住 所 村上市 番地  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

令和 年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、集落活性化支援事業助成金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて助成金 , 000円の交付を申請します。

添付書類

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 その他必要な書類

【振込先】

金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

※申請者と口座名義人は同一名義にしてください。

令和 年 月 日

様

三面地域まちづくり協議会  
会長 佐藤 寿一

助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり交付することに決定したので、集落活性化支援事業助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 , 000円
- 2 交付予定日 令和 年 月 日頃

様式第3号（第6条関係）

事業実施報告書

令和 年 月 日

三面地域まちづくり協議会  
会長 佐藤 寿一 様

申請者 住 所 村上市 番地  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

令和 年 月 日付けで交付決定のあった事業について、次のとおり実施したので、集落活性化支援事業助成金交付要綱第6条の規定により報告します。

添付書類

- 1 事業報告書（別紙1）
- 2 収支精算書（別紙2）
- 3 その他必要な書類

別紙1（様式第1号、様式第3号に添付）

事業計画（報告）書

団 体 名	
事 業 名	
実施の場所 (施設名等)	
事 業 の 目的、効果	
事業の内容	
実施（予定） 年月日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

注)「事業の内容」には、事業量、対象とする人、参加人数、具体的な実施内容等を記載する。

別紙2（様式第1号、様式第3号に添付）

収支予算（精算）書

（1）収入の部

区分	金額（円）	内訳
集落活性化支援事業助成金		
計		

（2）支出の部

区分	金額（円）	内訳
計		